

「大府市ふれあい制度」事故報告書（第1号様式）
作成にあたっての注意事項



※「大府市ふれあい制度」事故報告書は、ケガの状況の全くわからない保険会社の方が審査します。
「大府市ふれあい制度」事故報告書の裏面の記入例を参考に、第3者でもわかるような書類作成（書類添付）を心がけてください。

1. 「大府市ふれあい制度」事故報告書は、事故発生日から14日以内に提出してください。（期限厳守）
2. 指導者または代表者と事故者が同一人物というケースは認められません。代表者が事故した場合は、指導者または副代表者が事故報告書を作成してください。
3. 傷病名は、部位とわかる範囲で正式名称を記入してください。（例：右手人差し指第2関節乖離骨折）
4. 病気、野球肩・野球ひじ、けんしょう炎、他覚症状のないむちうち症や腰痛などは保険の適用対象外です。
5. 添付書類として、①会員名簿、②活動計画、③規約等が必要です。
 - ①会員名簿は、代表者・指導者・事故者の名前が全て掲載されている名簿を提出すること。参加者に○、もしくは不参加者に×を記入し、当日の出欠状況を明らかにしてください。
 - ②活動計画は、活動日・時間・場所が明記されている書類を提出すること。ない場合は、施設利用許可書等のコピーでもよい。
 - ③団体の概要を把握できる資料は、団体の規約（会則でも可）を提出すること。また、大会・競技会中の事故の場合は、大会の実施要綱等（冊子等）を提出すること。
6. 「大府市ふれあい制度」事故報告書の記入事項と添付書類①②③の整合性を確認してください。（団体で管理している名前や住所、生年月日等が間違っている場合があります。）
7. 会場（集合場所）への行き帰りの途中の事故は地図をつけてください。ルートを赤で示し、時間等の細かな情報を書き入れてください。自宅から会場（集合場所）へのルートは最短であり、その経路途中の事故であることが条件です。（寄り道等していて、ルートから外れている場合は適用になりません。）